

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から別表6まで及び別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和三年三月一日から適用する。

令和三年二月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後

別表第三

基礎係数

1.0404

都道府県	病 院	機能評価係数Ⅱ	激変緩和係数
(略)			
31417	熊本 くまもと県北病院	<u>0.0820</u>	0.0000
31418	削除	削除	削除
(略)			
31425	削除	削除	削除
(略)			

改正前

別表第三

基礎係数

1.0404

都道府県	病 院	機能評価係数Ⅱ	激変緩和係数
(略)			
31417	熊本 公立玉名中央病院	<u>0.0850</u>	0.0000
31418	熊本 玉名地域保健医療センター	<u>0.0599</u>	<u>0.0000</u>
(略)			
31425	大分 社会医療法人関東会佐賀関病院	<u>0.0587</u>	<u>0.0000</u>
(略)			